

「信州の森林づくり応援ネットワーク」活動規約

目的

「信州・森林づくり応援ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)は、「長野県ふるさとの森林づくり条例」の基本理念に沿い、信州の豊かな森林を未来へ引き継ぐために、多くの人の関わりをもって森林づくりを支えていくことを目的とします。

ネットワークは、森林・林業に関する活動をしている団体が連携し、それぞれの活動を効果的に情報発信することにより、森林・林業に関する学習機会や技術講習の機会等を提供します。

ネットワークは、森林づくりに関心をお持ちの方々を応援する森林の案内人の役割を担います。

活動内容

- 1 ネットワークの構成員(以下「会員」という。)は、それぞれの活動の情報等を信州・森林づくり応援ネットワーク事務局(以下「事務局」という。)に提供し、事務局が内容等を確認した上で、長野県魅力発見ブログ「信州・森林づくり応援ネットワーク」(以下「ブログ」という。)等に掲載して情報発信します。
- 2 会員相互の連携を深めることで、森林の案内人としての活動を充実していきます。
- 3 会員は、多くの方にネットワークやブログを知っていただくよう広報活動に努めるとともに、ネットワークやブログの運営の改善について、事務局に対し積極的に提案します。

会員

- 1 会員の参加資格は、長野県内で森林・林業に関する活動に取り組んでいる団体等のうち、この規約を遵守することに同意する者とします。
- 2 会員の参加申し込みは、会員情報を電子メールで事務局に提出することにより行います。事務局が会員情報をブログに掲載することで会員登録とみなします。
ただし、公共団体にあつては、会員登録を不要とします。
- 3 会員情報の記載等から、ネットワークの目的に反すると疑われる場合や虚偽の記載があると判明した場合には、登録しない、あるいは登録を取り消すことがあります。
- 4 会員の登録費、会費は無料とします。
- 5 会員は、任意の書式で事務局に届出をすることにより、会員登録を取りやめることができます。

ブログに掲載する記事等

- 1 ブログに掲載する記事は次に掲げるものとします。
 - 会員に関する情報
 - 会員が主催する森林・林業に関する講座及びイベントの案内に関する情報
 - 会員が実施した森林・林業に関する講座及びイベントの報告に関する情報
- 2 ブログへの記事の掲載手順
 - 会員は、ブログに掲載したい記事を電子メールに打ち込み、事務局の専用アドレス(mori@pref.nagano.lg.jp)に送信します。
 - なお、電子メールのシステム上、事務局が受信できる写真等の添付ファイルは合計で1Mb程度までですので御注意ください。
 - 事務局は、受信した記事の内容を確認したうえで、ブログに掲載します。
 - 事務局は、終了したイベント開催の記事等、会員に断りなく適宜消去することができます。
 - 記事投稿に当たっては、別紙「ブログへの記事投稿について」を参考にしてください。
 - 記事の変更等が必要な場合は、必要事項を電子メールで事務局に送信してください。

3 事務局は、会員からの記事に次の情報が含まれている場合、ブログに掲載しないことができます。

他人のプライバシーを侵害し、又はそのおそれがある情報

他人の著作権その他知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある情報

他人の営業を妨害し、又はそのおそれがある情報

事実を反する情報

政治活動、布教活動その他これらに類する行為に関する情報

利益誘導を目的としていると認められる情報

その他、ネットワークの目的にてらし、事務局がふさわしくないと判断する情報

4 ブログへのリンクは、原則自由です。効果的な宣伝に御協力ください。

事務局

1 事務局は、長野県林務部が務めます。

2 事務局は、会員から提供された記事について、会員に修正を依頼することがあります。

3 事務局は、ネットワークの運営上必要なことに限り、会員に文書や電子メールを送付することができます。また、会議を招集して会員に出席を求めることができます。

応援団の活動期間

応援団の活動は、当面平成 23 年 3 月 31 日までとし、以後必要に応じ更新することとします。

規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、事務局により必要に応じて改訂する場合があります。

附則

本規約は、平成 22 年 3 月 23 日から施行します。